

いっしょに考えよう!

ネットモラル

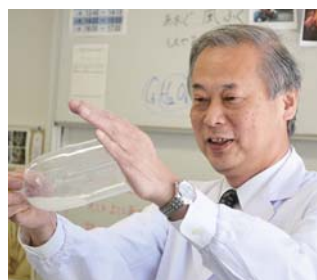
広教ニュースレター

Vol.16

広教 2014.5
HIROKYO 広島県教育通信社

<http://www.hirokyou.co.jp/>

著作権と情報社会



環太平洋大学 次世代教育学部
平松 茂 特任教授

著作権法は、時代に合わせて改正されます。子どもにも著作権の知識を教えるとともに、きまりの持つ意味や守ることの大切さ、著作者へ感謝する気持ちを持たせることが必要です。著作権と道德教育について環太平洋大学 平松 茂 特任教授が語ってくださいました。

著作権法は、文章、図画、音楽などの著作物を創り出した人の権利を守るために、情報社会になる前から制定されています。その目的は、「公正な利用」「著作者等の権利の保護」「文化の発展に寄与」にあります。

他人の著作物を利用する人が、決められた範囲を超えて使ってしまうと、著作物の権利は守ることができません。こうした事態が繰り返されると、著作者が作品を秘蔵してしまうかもしれません。また、創作意欲を失ってしまうかもしれません。そうなれば私たちは、多様な作品を読んだり、聴いたりすることができなくなります。

私たちは多くの人とつき合い、理解し合い、支え合って社会を構成しています。そこには、人間関係を円滑に進めるための約束ごとやきまりがあつて、人々がそうしたきまりを守ることで社会が成り立っています。私たちが著作物を利用するときも、きまりを守り、創り出した人の気持ちや思いを尊重することで、よりよい情報社会が構築できるのです。

学ぶとは真似ること

私たちは真似をすることから学び始めます。例えば、有名な画家の絵画を模写してその技法を学び、流行のダンスがあればそれを真似ることで、踊りの技術を向上させます。幼いころから、常に「お手本」を探して、「お手本」に自分を近づけようとしているのだと思います。また、真似をしているうちに独創的な作品を作りあげようように成長していくのです。ですから、真似をすることは悪いことではありません。問題は、正当な対価を支払わずに著作物を勝手に利用したり、他人の著作物を自分の作品として発表したりすることです。

この問題で、子どもたちにかかわることと言えば、感想文やレポート、自由研究などがあります。インターネットからコピー（コピー・アンド・ペースト：コピーして貼り付けること）したものを自分が考えた作品として提出してしまうという問題が、あちこちで起きています。今年、京都大学の入学式で「コピーペはしないように」と学長がクギを刺したのは記憶に新しいところです。コピーペのレポートを提出すると厳しい処分を下す大学も増えてきました。罰則を厳しくすることでしかこの問題は解決しないのでしょうか。

子ども達だけでなく大人であっても、難しい課題が出されたとき、自分でやらなければいけないと思いが、何とかその場をしのぎたいという思いに駆られます。しかし、他人の文章や写真をコピーして仕事を済ませたとしても、一時の安堵感と引き換えに、自分の弱さを情けなく思い、後ろめたない気持ちにとらわれるでしょう。後ろめたない気持ちがあるうちは、まだよいかも

しれません。本当に怖いのは、後ろめたない気持ちさえ無くしてしまうことです。

著作権と道德教育

きまりがあることや、違反した場合に罰則があることは十分理解している。しかし、一方で、別の何かが私たちの心の中に潜んでいるような気がします。

人間には、「見つからなければいい」「一度くらいならいいかも」「叱られることはないだろう」と考えてしまう心の弱さがあるのでしょう。インターネット上で、しかも匿名ともなれば、人間の弱さが出やすくなるのは言うまでもありません。また、インターネットという広い世界が現れたことで、私たちは自分自身を見失っているのかもしれない。現実の自分とインターネット上の自分を使い分けているつもりでも、一人の人間であることは間違いなく、いずれが行ったことも、責任をとるのは自分しかないのです。

著作権法は法律です。違反者が増えれば、当然罰則は厳しくなります。しかし、罰則が増え続けていく社会は、同時に人間の道徳性が失われている証でもあるのです。

子どもたちがこれから先、他人の著作物を利用するとき、著作者に敬意を払い、感謝をする心を持ってほしいと思います。そのために、著作権の知識も必要です。大人や保護者は見守ってやる必要があります。しかしベースになるのは、道徳性を育てることにあります。心の教育が必要なのです。

善悪を判断できる力と弱さに負けない心を育てることが求められています。

(取材 桐野 志摩美)



知っておきたい!著作権のきまり

保護者のみなさまへ

著作権法とは

著作権法は、文化の発展のために定められた法律です。著作者の権利を守り、利用できる範囲を決めることで、創作活動を支えています。

音楽のCDを購入すれば、買った人は「音楽を聴いて楽しむ」権利を得たことになります。しかし、複製して他人に配ることや、許可なくインターネットに公開することは、違法行為となります。不正にアップロードされた曲をダウンロードする人が増えると、その曲は売れなくなり、作曲者、歌手、レコード会社など、制作にかかわった人たちは大きな損害を被ります。

作った人が次の創作への意欲を失くしてしまわないよう、著作者に敬意を払って大切に利用させてもらいましょう。



知っておきたい!著作権

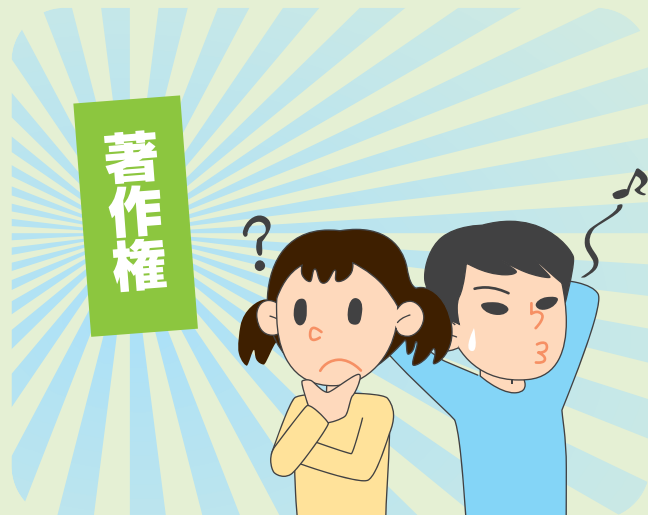
子どもに知っておいてほしい大切なきまりの一つが著作権です。違法行為だと知らずに、自分のブログに人気キャラクターを使用したり、動画投稿サイトにテレビ番組を投稿したりするケースがあるからです。また、「バレないだろう」「お金がもったいない」と、映画や音楽を違法ダウンロードしているケースもあります。

違法行為をすれば、子どもであっても厳しい処罰を受けることになります。損害賠償を請求されれば、保護者が責任を問われることは間違いありません。どのような行為が違法になるのか、しっかり話し合いをしましょう。

! 著作権侵害の罰則

10年以下の懲役または1000万円以下の罰金が科せられる。

著作権



家庭で取り組む著作権教育

子どもが宿題や夏休みの自由研究で、他人の文章やアイディアを使いたいという場面があれば、著作権を教える絶好のチャンスです。一緒に許諾を得たり、引用できる範囲を調べたりして、著作物を適切に利用する方法を学ばせましょう。

「許諾」から学ぶ著作権

決められた範囲を超えて著作物を利用したいときは、著作者に直接連絡を取り、利用できるかどうかを確認めます。

- 1) メール、電話、手紙などで著作者に連絡する。
- 2) 利用したい著作物名や内容を伝え、利用の目的や利用形態を伝える。
- 3) 許しがもらえたら、約束した範囲で利用させてもらう。



「引用」から学ぶ著作権

公表されてる他人の著作物を、きまりに従って自分の作品内で利用することを「引用」と言います。「引用」のきまりを守れば、本人から直接許諾を得なくても利用することができます。

- 自分の文章が「主」であり、その説を補強するために「従」として著作物を利用する。
- 原文をそのままに利用する。
- 必要最小限の利用にとどめる。
- 引用部分を「」などで本文と区分けをする。
- 出典を明確にする。

「引用」と「無断転載」の違いは理解しておきたいところです。